



床固定アームスライド型ジブクレーン

JHC1640KN

JHC2540KN

JHC4940KN

取扱説明書

- この取扱説明書は、ジブクレーンの基本的なご使用方法・組立方及び扱い方について説明しております。ご使用前によくお読み頂き、安全作業のため使用上の注意を守って正しくお使い下さい。

SUPER TOOL

スーパージブクレーンのご使用について

このたびはスーパージブクレーンをお買い上げ頂きまして誠にありがとうございます。スーパージブクレーンは、あらゆる産業界での重量物の搬送用に開発された省力ジブクレーンです。

正しいご使用のお願い

作業の安全と能率を高めるため、本書の取扱い要領を充分にご理解頂いた上で、安全にご使用下さいますようお願いいたします。

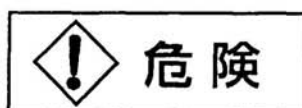
最高の能率と経済性

細かい点にまで配慮されたスーパージブクレーンの持つ高度な機能と合理性および用途の広さは最高の能率と経済性を発揮します。

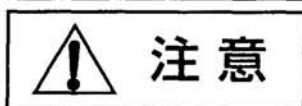
「生産物賠償責任保険」付き

スーパージブクレーンは万が一に備え通常の使用条件の下で品質上の欠陥により発生した損害に対し、「最高5億円」のお支払いのできる「生産物賠償責任保険」に加入致しております。ただし故意・使用法の誤り(不安全行為)により発生した損害は補償の対象となりませんので、ご注意ください。なお、ジブクレーンに添付されている生産物賠償責任保険登録書(返信はがき)に所定の項目を記入の上、必ずジブクレーンご使用前に郵便ポストへ投函して下さい。(日本国内のみ有効です。)

この取扱説明書に使用する注意事項を『危険』『注意』の2つに区分しています。



取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、死亡または重傷を受ける可能性が想定される場合。



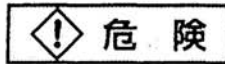
取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、中程度の傷害や軽傷を受ける可能性が想定される場合、および物損的損害が想定される場合。

正しく安全にご使用いただくために

1) 弊社クレーンご導入にあたり、次の諸点のご注意をお願いします

当社のクレーン揚程はホイスト等を取付けない状態でのホイスト取付部(P7参照)の寸法を表示しています。クレーンについては、使用前に必ず取扱説明書をお読みいただき、正しく安全に使用下さるようお願い致します。尚、次の事項は、クレーンの各機種に共通する注意事項です。

重ねてお守りいただきますよう、お願い致します。



- クレーンの取付は、専門業者により規定強度以上の柱又はコンクリート床に行ってください。
- ジブクレーンの支柱は垂直に、アームは水平になるように取付して下さい。
- 許容荷重の範囲内で使用してください。容量にはホイスト(又はチェーンブロック)吊具等の重量を含みます。
- 吊荷が落ちる恐れのある区域内には立ち入らないでください。
- 吊荷やクレーンに衝撃を与えないでください。
- 取扱説明書の点検基準に基づいて各部の作動等に異常がないか点検を行ってください。
- 改造しないでください。溶接、加熱、加工などをした場合は著しく品質(強度)の低下を招きます。保証・保険の扱いが出来なくなります。

2) 法令との関係(参考)

①500kg以上のクレーンの設置には、ユーザー様から設置場所所管の労働基準監督署への「クレーン設置報告書」の提出が必要となります。

様式第9号 (第11条・第61条関係) () 設置報告書

事業の種類			
事業の名称			
事業の所在地	(国)		
設置地			
種類及び型式			
つり上げ荷重	設置予定年月日	年	月 日
製造業者	製造年月日	年	月 日

年 月 日 報告者 氏名 ㊞

労働基準監督署長殿

備考 1.表題の()内には、クレーン又は移動式クレーンの別を記入すること。
2.「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

②クレーンの操作をするためには、次の資格が必要となっています。

<クレーン運転者及び玉掛作業者の資格>

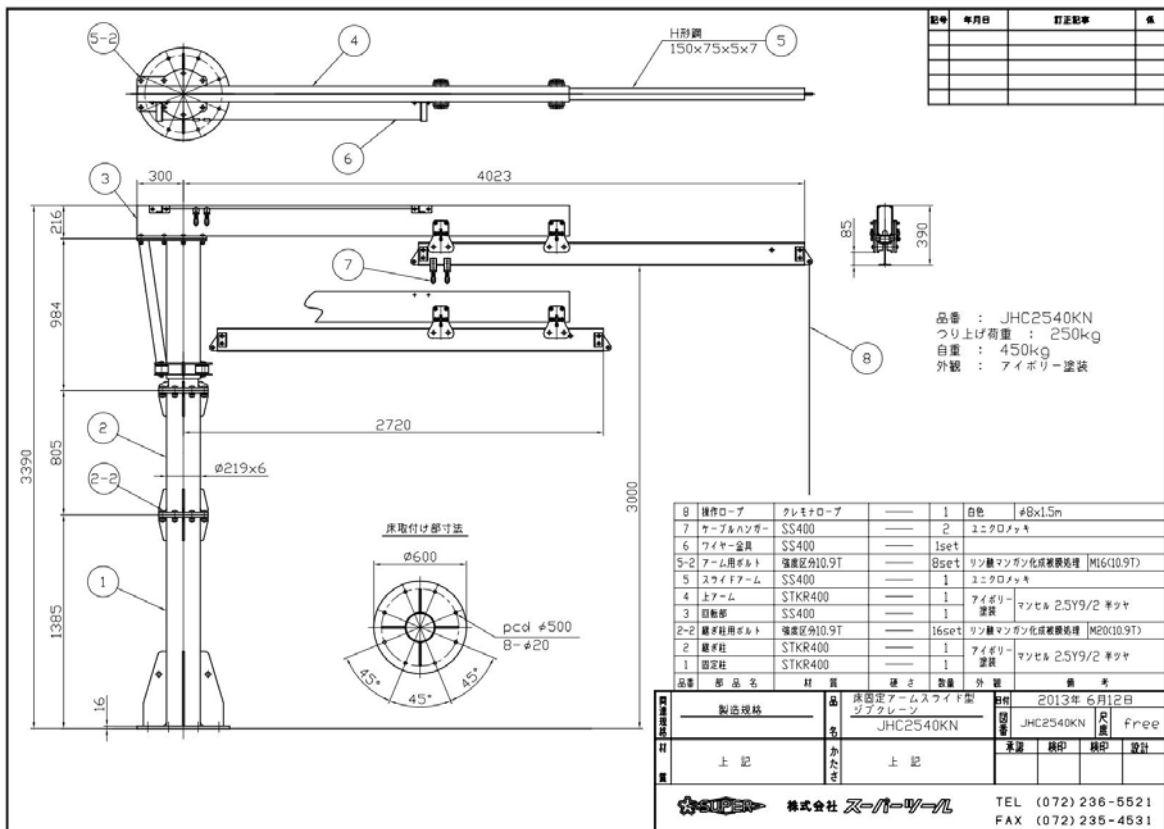
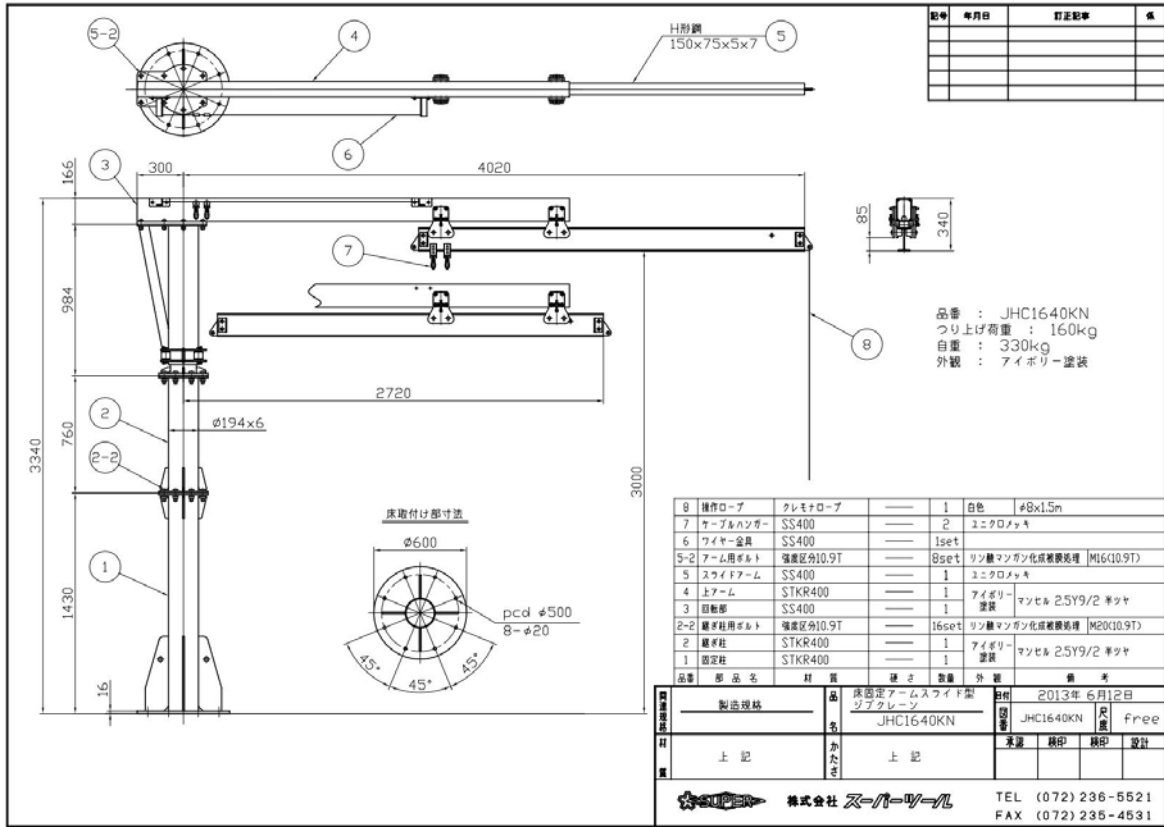
項目		クレーンの種類		重量					
		0.5トン未満	0.5トン以上 1トン未満	1トン以上 3トン未満	3トン以上 5トン未満	5トン以上			
クレーン 運転者の資格	同行操作	適用 除外	クレーンの運転の業務に係る特別の教育 (クレーン則第21条)				技能講習		
	遠隔操作						クレーン運転士 免許 (クレーン則第22条)		
玉掛 作業者の資格			玉掛けの業務 に係る特別の 教育 (クレーン則第22条)		玉掛技能講習 (クレーン則第221条)				

危険 ご使用される前に

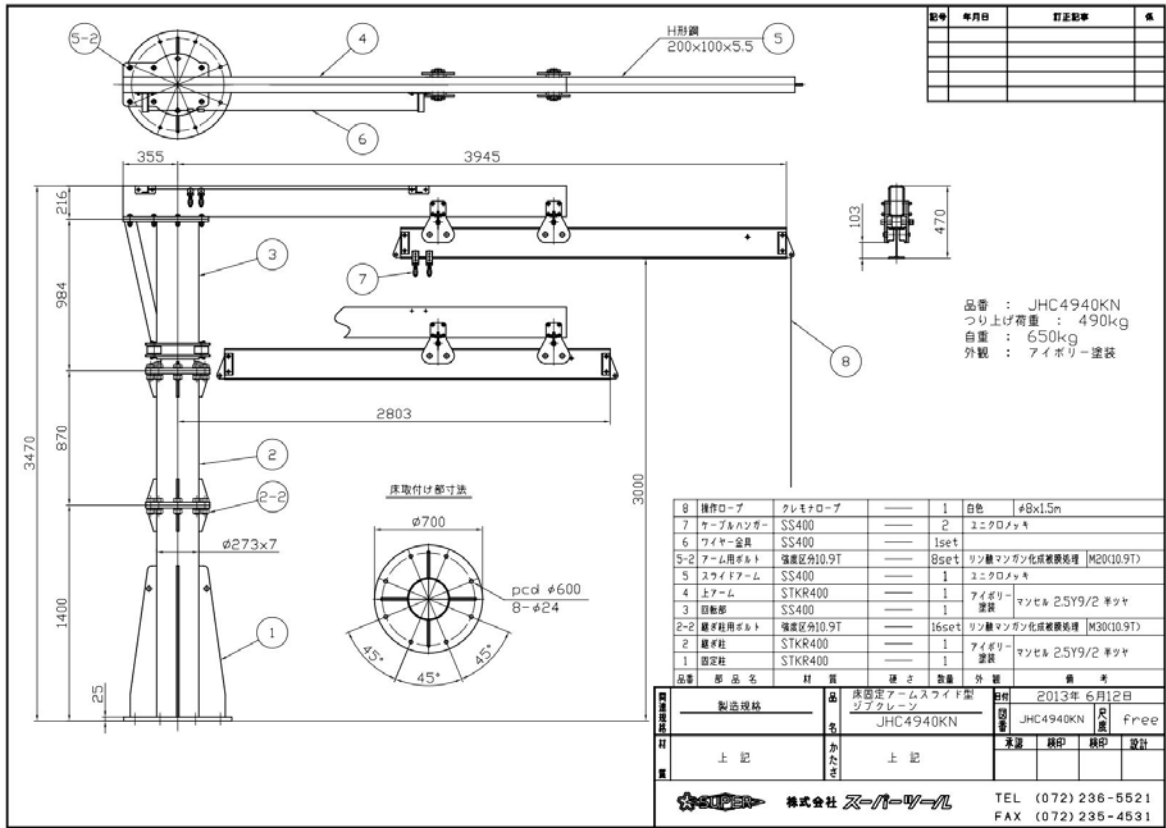
ジブクレーンを安全・快適にご使用いただくために、日常の管理と次の注意事項をお守りいただき末長くご愛用下さい。

- 1** ご使用されるホイストは、必ずジブクレーンに合った容量のホイストを取り付けて下さい。
- 2** ジブクレーンの容量は、ホイストの重量+吊具の重量+吊り荷の重量です。容量以上は絶対に吊らないで下さい。
- 3** アーム旋回範囲内に障害物を置かないで下さい。
- 4** 旋回は手動式ですので旋回はゆっくり行い、吊り上げ時、吊り荷をむやみに揺らしたりしないで下さい。大きく揺らしますと容量以上の荷重がジブクレーンに働き、アームの破損につながる可能性があります。
- 5** 旋回範囲内に立ち入る者は、必ずヘルメットを着用して下さい。
- 6** アームの下・吊り荷の下には、万一の事を考えて立ち入らないで下さい。
- 7** 車や走行クレーン・フォークリフト等で引っ掛けたり当てたりしないで下さい。
- 8** 使用しない時は、壁際に折りたたんで、アームが流れないようにして下さい。
- 9** 絶対に改造は、しないで下さい。
- 10** 床固定式ジブクレーンの場合、アームを360°以上回転させますとホイストキャップタイヤケーブルが切断される恐れがあります。回転する場所にはケーブルに余裕をもたせて下さい。
- 11** ホイストを吊り下げたままでの溶接は、行わないで下さい。
- 12** 電動ホイストを使用の時は、必ずホイストメーカーの取扱説明書に準じてご使用下さい。

■仕様並びに寸法図



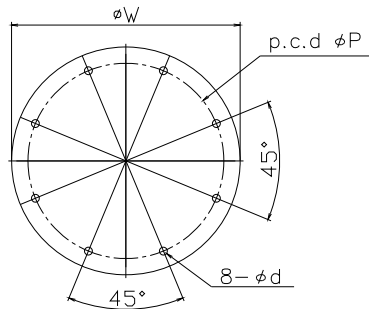
注意 ; トロリーは別売りです。



注意 ; トロリーは別売りです。

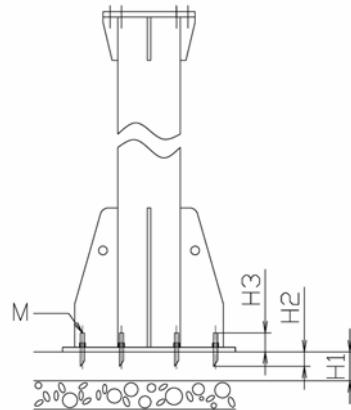
2. 組立・据え付けについて

1. 固定プレート寸法図



品番	φ W	p.c.d φ P	8- φ d
JHC1640KN	600	500	20
JHC2540KN	600	500	20
JHC4940KN	700	600	24

既存のコンクリート床に設置する場合



2. 既存のコンクリート床に設置する場合

既存の床に固定する場合は、右図に示すようにケミカルアンカー又は芯棒打ち込み式おねじアンカーを用いて、柱を垂直に建てて下さい。

(床面が傾いている場合は、しっかりとしたライナーで調整して下さい。)

品番	ケミカルアンカー M 芯棒打ち込み式 おねじアンカー M	コンクリート厚み	H 2	H 3	転倒モーメント
JHC1640KN	M16 又はW5/8	150mm以上	100mm以上	60mm	1,920kgf・m
JHC2540KN	M16 又はW5/8	220mm以上	120mm以上	60mm	3,000kgf・m
JHC4940KN	M20 又はW3/4	250mm以上	150mm以上	75mm	5,880kgf・m

- △注意**
- ① コンクリート床には鉄筋 (φ 6 mm 以上でピッチ 200 mm) が入っていること。
 - ② コンクリート強度 210kg/cm² 以上あること。
 - ③ 設置する床は、ジブクレーンの柱を中心として 3 m² 以上の広さがあること。
 - ④ ケミカルアンカー又は芯棒打ち込み式おねじアンカーの施工にあたっては、アンカーの取扱説明書を参照し、取付ピッチを正確にだした上、適切に施工すること。

基礎を新しく設置する場合

基礎は、地盤の状態により必要な体積が変化します。必ず専門業者にご依頼の上、沈下や転倒の恐れのない、十分な体積の基礎を施工して下さい。

△注意

- ① アンカーボルトの取付ピッチは正確にだして下さい。
- ② アンカーボルトの位置と固定プレートの穴の位置との不一致を引き起こさない為、“テンプレート”を作成の上、テンプレートとアンカーボルトをナットで仮締め、または溶接で直角に固定して基礎中に埋め込むようにして下さい。
テンプレートが必要な場合は当社に連絡して下さい。(別売有償)

⚠危険 取扱注意事項

床固定式ジブクレーンは、それぞれ最大つり上げ荷重を吊った時、下記の転倒モーメントがかかります。

床が老朽化等による材質の変化やひび割れがないよう、転倒モーメントに耐える床に充分注意して施工して下さい。

品番	転倒モーメント
JHC1640KN	1,920kgf・m
JHC2540KN	3,000kgf・m
JHC4940KN	5,880kgf・m

3. 固定柱部分の据え付け

基礎が充分養成されましたら、固定柱部分を基礎から出ているアンカーボルトに固定します。柱の垂直は、正確に仕上げて頂かなければなりません。調整は固定柱と基礎の間に必要なライナー（鉄板）をかませることにより行います。垂直の確認には、さげふりを用いてください。調整作業がスムーズに行えます。

4. 回転部・アーム部分の取り付け

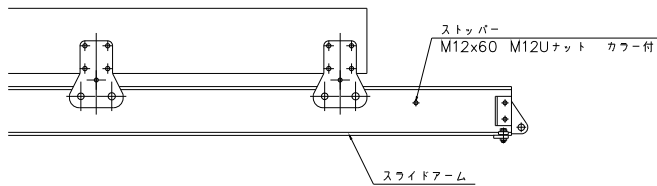
回転部を継ぎ柱と六角ボルト・ナット・スプリングワッシャーできっちり締め込んで固定して下さい。

回転部まで設置出来ましたら、さげふりを用いて柱が垂直に立っているか確認して下さい。垂直が出ていないようでしたら、固定柱と基礎の間に必要なライナー（鉄板）をかませて調整して下さい。

次に、アームを回転部と、六角ボルト・ナット・スプリングワッシャーできっちり締め込んで下さい。

ボルト・ナットによる締め付けは、長年使用しますとゆるみがおこる恐れがあります。定期点検を実施して下さい。

5. スライドアーム先端に、ストッパーを取り付けてください。



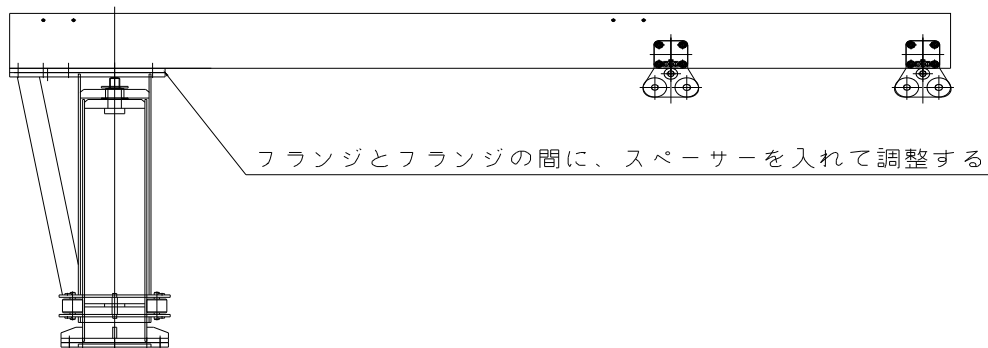
6. 旋回用麻ロープ（φ8）をスライドアーム先端に取り付け、横行レールの旋回が軽くスムーズに行えることを確認してください。

これで組立が完了しましたが、ボルト・ナットが確実に固定されているか再度確認して下さい。点検の為にマーキングを行って下さい。

△（注意）

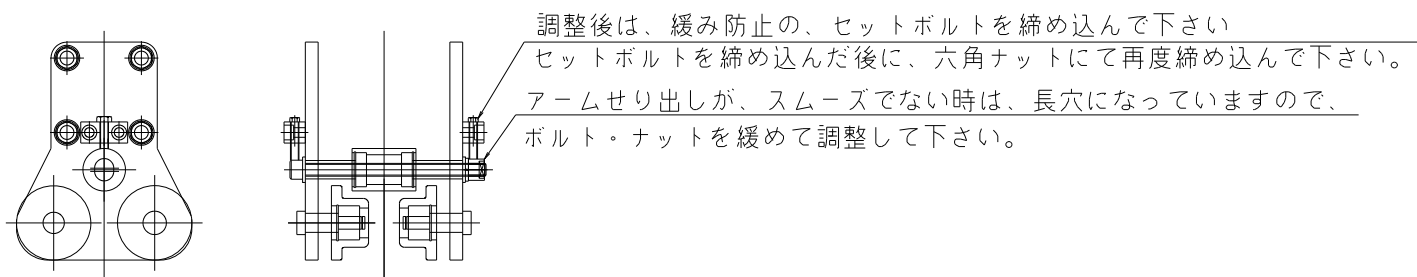
アームがスムーズに動作しない時やアームが流れる場合は、下記にて調整して下さい。

アーム・トロリ等が流れる場合の調整方法



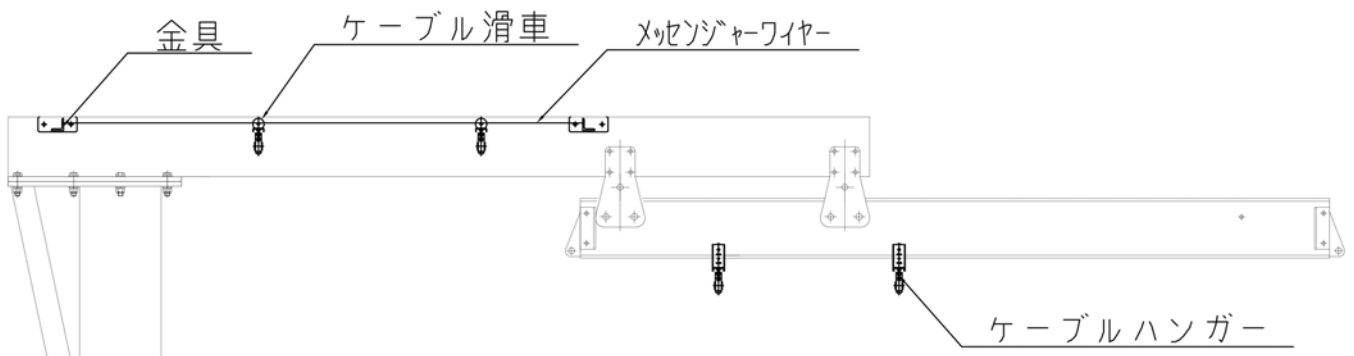
柱・アームが水平垂直に設置されているか確認する。

せり出しアームの調整方法



これで組立が完了しましたが、ボルト・ナットが確実に固定されているかを再度確認して下さい。
必ず、点検の為にマーキングを行って下さい。

給電関係について



部品構成

ワイヤー金具一式

- ・金具 (2 個) 取付ボルト・六角穴付ボルト M8×15 (SW付) 4set
- ・ケーブル滑車 (2 個)
- ・メッセンジャーワイヤー

ケーブルハンガー FRT-2 (当社品番) (2 個)

■点検基準

項目	状況	点検方法	使用限界	主な不良原因	処置
固定柱・回転部	<ul style="list-style-type: none"> ● 回転部に曲がりがないか ● 溶接部に異常がないか ● 軸受けに異常がないか ● フランジに曲がりがないか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 目視又は測定具 ● 目視又はカラーチェック ● 目視 ● 目視又は測定具 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2mm以上の曲がり(無負荷時) ● 溶接割れ ● 軸受(メタルブッシュ)破損 	<ul style="list-style-type: none"> ● オーバーロード ● オーバーロード ● 摩耗 	取替
アーム	<ul style="list-style-type: none"> ● アームに曲がりはないか ● 溶接等の割れはないか ● フランジに曲がりはないか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 目視又は測定具 ● 目視又はカラーチェック ● 目視又は測定具 	<ul style="list-style-type: none"> ● 10mm以上の曲がり(無負荷時) ● 溶接割れ ● 3mm以上の曲がり(無負荷時) 	<ul style="list-style-type: none"> ● オーバーロード ● 床の老朽化 ● ボルト・ナットの緩み ● オーバーロード ● 取扱不備 	取替

毎日安全に作業して頂く為に、以上の点検を行って下さい。

また、**ボルト・ナット継手箇所は、緩んできますので、点検を行って下さい。**

また、上記点検の結果、異常が発生した時はただちに使用をやめ、メーカー点検を受けてください。又メーカー点検(有料)を希望される時はご用命下さい。

品番: _____ 容量: _____ 製造番号: _____ 使用開始日: _____ 年 月 日

ジブクレーン自主点検記録

項目	内容	周期	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
			良	不良	修理日	良	不良	修理日	良	不良
固定柱 (K)	1 アンカーボルトのゆるみ	1ヶ月								
	2 溶接の割れ	6ヶ月								
	3 フランジ部の曲がり	3ヶ月								
	4 固定床面の状況	6ヶ月								
継柱 (K)	1 ボルト・ナットのゆるみ	1ヶ月								
	2 溶接の割れ	6ヶ月								
	3 フランジ部の曲がり	3ヶ月								
回転部 (K)	1 ボルト・ナットのゆるみ	1ヶ月								
	2 溶接の割れ	6ヶ月								
	3 フランジ部の曲がり	3ヶ月								
	4 ベアリングの異常	3ヶ月								
	5 ベアリングの注油	3ヶ月								
	6 プレーキボルトの摩耗	1ヶ月								
回転柱 (K)	1 ボルト・ナットのゆるみ	1ヶ月								
	2 溶接の割れ	6ヶ月								
	3 フランジ部の曲がり	3ヶ月								
回転部 (H・H F・H C)	1 ボルト・ナットのゆるみ	1ヶ月								
	2 溶接の割れ	6ヶ月								
	3 フランジ部の曲がり	3ヶ月								
	4 ブッシュの摩耗	3ヶ月								
	5 ブッシュの注油	3ヶ月								
	6 プレーキボルトの摩耗	1ヶ月								
	7 ピンの曲がり	3ヶ月								
アーム共通	8 ローベルが抜けないか	3ヶ月								
	1 ボルト・ナットのゆるみ	1ヶ月								
	2 溶接の割れ	6ヶ月								
	3 フランジ部の曲がり	3ヶ月								
中間アーム (共通)	4 アームの“ヘコミ”	3ヶ月								
	1 ボルト・ナットのゆるみ	1ヶ月								
	2 溶接の割れ	6ヶ月								
	3 フランジ部の曲がり	3ヶ月								
	4 ブッシュの摩耗	3ヶ月								
	5 ブッシュの注油	3ヶ月								
	6 プレーキボルトの摩耗	1ヶ月								
7 ピンの曲がり	3ヶ月									

検査実施責任者及び
検査総括責任者の印

年次検査記録	
実施日	年 月 日
責任者	_____
種別荷重に相当する荷重の荷による荷重試験の結果、ならびに月別検査項目の検査の結果。	
問題点	_____
①	_____
②	_____
③	_____
④	_____
⑤	_____
⑥	_____
⑦	_____
⑧	_____
⑨	_____
⑩	_____

問題点の処置完了月日、及び
処置責任者

処置年月日	処置責任者
①	_____
②	_____
③	_____
④	_____
⑤	_____
⑥	_____
⑦	_____
⑧	_____
⑨	_____
⑩	_____

クレーン等安全規則
第38条は第211条の
規定により、定期自主
点検の記録は3年間
以上、保存されてい
なければなりません。

記号	点検内容
レ	点検して異常 がなかった
T	給付整備をし て異常なし
L	注油をして異 常なし
C	清掃をして異 常なし
○	部品を交換し て異常なし
X	使用限界を 超えている

- 点検要領は前回の点検要領を参考にしてください。
- 点検の頻度は各事業所で独自に日時を決めて定期的に行ってください。
- 左記表中の各項目の点検の結果、下表の該当する点検内容の記号を書き込んでください。
- 点検の結果を点検票に記入してXの項目があった場合は、使用は出来ません。Xの項目を修理してから再度点検を行い総合判定で○となった後、使用を再開してください。
- クレーン等安全規則(第35条)に基づき、巻き上げ装置(ワイヤロープ)及びブレーキの損傷の有無、フック等の吊具の損傷の有無等の定期自主点検を行ってください。